

## 川越市自転車駐車場使用料免除審査基準（案）

（趣旨）

第1条 自転車駐車場使用料免除事務は、川越市自転車駐車場条例（昭和五十七年条例第十号。以下「条例」という。）及び川越市自転車駐車場条例施行規則（昭和五十七年規則第十四号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この審査基準に定めるところによる。

（免除の基準等）

第2条 規則第6条第1項第4号において、火災等の災害により生活に困窮する者とは、利用者又はその属する世帯の世帯員でその保有する住宅、家財又はその他の財産について、次の表の左欄に掲げる災害の種類に応じ、同表の右欄に掲げる損害の程度以上の損害を受けた者とする。

災害の種類	損害の程度
火災	部分焼以上及び水損
震災、風水害、その他これらに類する自然災害	準半壊以上

2 前項に規定する使用料の免除は、り災後6箇月以内に、新たに免除を申請された利用許可期間についてのみ適用するものとする。ただし、市長が特に必要と認めた場合はこの限りでない。

（その他）

第3条 この審査基準に定めるもののほか、自転車駐車場使用料免除に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則（令和 年 月 日市長決裁）

この審査基準は、決裁の日から施行する。